

# 天下り規制法案

## 【国家公務員法の改正】

### ＜立法の背景・趣旨＞

現行の制度では、天下り規制が不十分であることにより、監督権限や予算の配分権限などを背景にした天下りが行われている。

→ 大阪府職員基本条例等を参考に、次のような方向で改正を行う必要がある。

- ① 管理職職員等の在職機関の所管に係る独立行政法人等の役員等の地位への再就職については、期間を限定することなく、禁止する。
- ② 在職機関の監督その他の関与を受けて主たる事業を行い、又は在職機関と特定の契約関係にある法人であって、在職機関と密接な関係があるものとして、政令で定めるものの役員等の地位への管理職職員等の再就職については、離職後5年間、禁止する。  
※ ①②のいずれも、再就職等監視委員会の個別承認により、再就職が可能。
- ③ OBが、離職前5年間に在職していた府省等に属する現職職員と意思を通じて、継続的に行う再就職のあっせん行為を禁止する。

### 現 行

### 改 正 法

国家公務員の再就職に関する直接の規制がない。



※再就職禁止の趣旨に照らし適当でないと認められる場合を除き、承認される。

※再就職等監視委員会が全件チェックを行うために必要な体制の充実を図る。

#### 【再就職が禁止される者の範囲】

管理職職員・管理職職員であった者

#### 【再就職の禁止期間】

(1) 禁止期間の限定なし／(2) 5年間

#### 【対象となる法人の範囲】

在職機関（管理職職員として在職した府省等）の所管等に係る法人

#### (1) 禁止期間の限定なし

- ① 行政執行法人以外の独立行政法人／② 特殊法人等／③ 認可法人／④ 公益社団法人・公益財団法人（在職機関と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

#### (2) 5年間

- ⑤ 在職機関の監督その他の関与を受けて主たる事業を行い、又は在職機関と特定の契約関係にある法人であって、在職機関と密接な関係があるもの（①～④を除く。）として、政令で定めるもの

#### 【再就職が禁止される法人における地位】

役員等の地位

#### 【再就職等監視委員会の承認】

承認を受けた場合、再就職が可能。また、再就職をした場合は、氏名等を公表。

現職職員による再就職のあっせん行為のみ禁止されている。



職員であった者が、離職前5年間に在職していた府省等に属する現職職員と意思を通じて、継続的に行う再就職のあっせん行為も禁止する。